

# 太田市公 告

太田市土地区画整理事業保留地処分規則（平成17年太田市規則第209号）第5条の規定により、太田都市計画事業東矢島土地区画整理事業保留地を公売するため、次のとおり公告する。

令和8年1月15日

太田都市計画事業東矢島土地区画整理事業  
施行者 太田市  
代表者 太田市長 穂積昌信

## 1 公売する保留地の概要

物件番号	街区番号	符号	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	単価 (円/m <sup>2</sup> )	処分価格 (円)	契約保証金 (円)	所在
7	40	9	宅地	672	32,400	21,772,800	2,180,000	東矢島町
107	93	4-2	宅地	248	35,300	8,754,400	880,000	南矢島町
141	60-2	21	宅地	420	33,300	13,986,000	1,400,000	南矢島町
142	60-2	23	宅地	306	38,100	11,658,600	1,170,000	南矢島町
148	59	14	宅地	1181	32,100	37,910,100	3,800,000	南矢島町
149	60-2	18	宅地	203	54,000	10,962,000	1,100,000	南矢島町
154	6	9-2	宅地	333	35,200	11,721,600	1,180,000	東矢島町、 南矢島町
157	5	16	宅地	196	47,100	9,231,600	930,000	東矢島町
158	8	1-1	宅地	79	39,000	3,081,000	310,000	東矢島町
159	61	3	宅地	291	53,000	15,423,000	1,550,000	南矢島町

## 2 応募者の資格

次に掲げる者は、応募者となることはできない。

- ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ② 抽選に参加しようとする者を妨げた者又は抽選の公正な執行を妨げた者
- ③ 保留地を転売目的で購入しようとする者
- ④ 市税を滞納している者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

## 3 受付期間

期 間 令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）まで  
(土・日曜日、祝日を除く。)

時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

場 所 太田市浜町2番35号 太田市役所6階 都市政策部 市街地整備課

## 4 抽選会の日時及び場所

日 時 令和8年2月18日（水）  
受 付 午前9時30分から午前10時00分  
抽 選 午前10時00分から

場 所 太田市浜町2番35号 太田市役所6階 会議室6A

## 5 その他

詳細は、市街地整備課で配布中の保留地公売応募要領に記載